



>>>> 利用期限：利用券に記載の期日

check ✓

「特定保健指導」

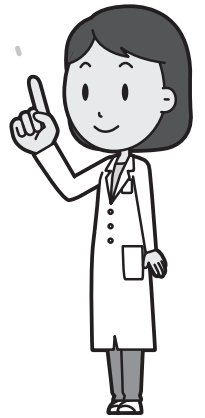
対象者： 40 歳以上 75 歳未満の組合員及び被扶養者で特定健康
診査の結果で利用対象となった方

助成額： 特定保健指導に係る全額（自己負担はありません）



健診等は、受診すれば健康上の問題が取り除かれるというものではありません。しかし、健康であるためには、定期的に健診を受け、まずはご自身のからだの状態や変化を知ることが大切です。健診を後回しにせず、ご自身の健康管理のために、年に一度の健診を習慣づけましょう。

年度末になるにつれ、健診機関等でも予約が取りづらくなります。受診期限までまだ余裕があると思うことなく、お早目にご予約・ご受診されることをお勧めいたします。



健康生活を
サポートする

健康相談事業

平成27年度 利用状況

相談は無料!!

平成27年度に寄せられました相談件数については、下表のとおりです。
これらの相談事業は、組合員はもちろん、ご家族の方も健康やこころのお悩みについてご利用いただけます。しっかりとした知識をもち経験豊富な相談員が対応し、個人情報保護法の遵守と相談者のプライバシーを厳守し機密を保持いたします。

詳細については裏表紙に掲載していますのでご活用ください。



利用件数	電話健康相談	メンタルヘルス相談		
		ハートランド しぎさん	大学院連合 メンタルヘルスセンター	合計
平成25年度	182	3	7	10
平成26年度	139	7	9	16
平成27年度	109	9	26	35